

労働保険

継続事業一括申請の手続



継続事業の一括について

労働保険の保険関係は、個々の適用事業単位に成立するのが原則です。

そのため、本社で労働保険に加入していても、支店や営業所ごとに保険関係が成立し、それぞれについて、成立届の提出と労働保険料の申告が必要となります。

しかし、事業主及び政府の事務処理の便宜と簡素化を図るため、一定の要件を満たす継続事業であれば、同一会社の支店や営業所等の労働保険料を一つの事業でまとめて申告納付をすることができます。

これを**継続事業の一括**といいます。

※ただし、労働災害等の労災保険給付は被災労働者の所属する事業場を管轄する監督署が担当します。

継続事業の一括の要件

- 継続事業であること
- 指定事業と被一括事業の事業主が同じであること
(事業主が法人の場合は同一法人の支店、営業所等に限る)
- それぞれの事業が『労災保険率表』による「事業の種類」が同じであること
- 保険関係区分が同じであること

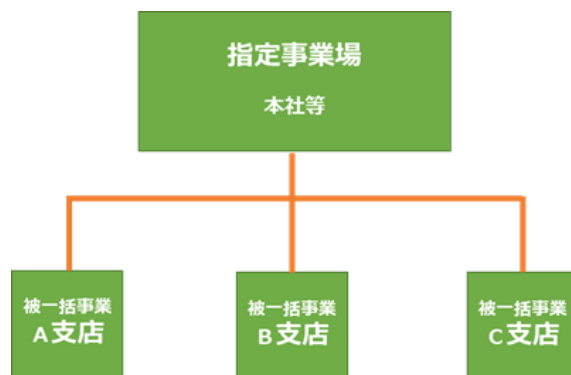
「保険関係区分」とは、以下の3つに分かれます。

1. 一元適用事業で労災保険び雇用保険の両保険が成立しているもの
2. 二元適用事業のうち労災保険が成立している事業
3. 二元適用事業のうち雇用保険が成立している事業

一元適用事業：労災保険と雇用保険をまとめて1つの労働保険番号で成立する事業

二元適用事業：労災保険と雇用保険を別々の労働保険番号で成立する事業

(二元適用事業は都道府県及び市町村の行う事業・建設業・農林水産業等)



※指定事業：労働保険料を一括して申告・納付する事業場

※被一括事業：指定事業と併せて申告・納付を行う事業
(支店や営業所等)

I 継続事業一括新規・追加の手続き

支店や営業所等を新設



1 支店や営業所等を所管する労働基準監督署に
保険関係成立届を提出する

既に労働保険番号がある場合は、①の手続きは不要です。



2 指定事業を所管する労働基準監督署に
継続事業一括認可新規・追加の申請をする



3 労働局から労働保険の継続一括認可の通知



指定事業の手続き（親の手続き）

継続事業を一括した結果、指定事業
の概算保険料が大幅に増える場合

具体的には、指定事業の概算保険料の基礎となる賃金見込額が2倍を超えて増加かつ申告済概算保険料との差額が13万円以上となった場合

指定事業の

増加概算保険料申告書 を、

指定事業を管轄する労働基準監督署

へ提出

被一括事業の手続き（子の手続き）

すでに労働保険番号を持っていた場合

具体的には、被一括事業となった事業場が元々労働保険番号を持っており、労働保険料の申告・納付を済ませていた場合

被一括事業の保険料を精算をする

確定保険料申告書 を、

被一括事業を管轄する労働基準監督署

へ提出

次のページ以降、各手続きの詳細を説明いたします！

保険関係成立届を提出する

支店や営業所等を管轄する労働基準監督署に、**保険関係成立届(様式第1号)**

を提出します。※なお、既に、労働保険番号がある場合については、成立届の提出は不要です。

※ご提出の際は、「継続事業一括申請をする予定」である旨を予め成立届に明記いただくか、

申し出いただきますよう、お願いいたします。

「継続一括」と赤字
で記入

支店・営業所等の住所・名称を記入
※会社名記入してください

○：大阪労働株式会社
天満支店
×：天満支店

支店・営業所等の保険関係の成立年月日を記入
※労災保険・雇用保険がともに成立している場合は、労災保険の成立年月日を記入してください

指定事業（一括して申告・納付する方）の労働保険番号を記入

法人番号を記入

指定事業（一括して申告・納付する方）について記入

支店・営業所等の住所・名称を記入

支店・営業所等で行っている業務内容について記入

支店・営業所等の保険関係の成立年月日を記入

支店・営業所の労働者の中で雇用保険被保険者の人数を記入

被一括事業の労働者数を記入

提出用

労働保険 0: 保険関係成立届(継続) (事務処理委託届)
1: 保険関係成立届(有期)
2: 任意加入申請書(事務処理委託届)

「継続一括」と赤字で記入

3160

番号は監督署が振り出します

530-6007 オオサカシ

キタクテンマハシ

1-8-30

オ-I-ヒ-タリ-

大阪市

北区天満橋

1-8-30

OAPタワー

オオサカロウトベリカフシキカベイシヤ

テナシテン

06-7713-2005

大阪労働株式会社

天満支店

9-05-04-01

25

25

指定事業（一括して申告・納付する方）の労働保険番号を記入

大阪労働株式会社

代表取締役 労働 太郎

法人番号を記入

支店・営業所の労働保険番号を入手されましたら、

継続事業一括認可・追加・取消申請書(様式第5号)

を記入して、指定事業を管轄する労働基準監督署に提出してください。

該当するものを○で囲む。

※指定事業の労働保険番号に対し、

初めて申請：新規

2回目以降：認可の追加
となります

指定事業（一括して申告・納付する方）について記入

様式第5号(第10条関係)

労働保険
継続事業一括認可・追加・取消申請書

① 下記のとおり継続事業の一括に係る
新規認可の取消
認可の追加

② 申請年月日(元号：令和は9)

元号 - 年 - 月 - 日

郵便番号 540-0028 事業の種類 卸売業

電話番号 06-4790-6340

③ 指定事業(一括して申告・納付する方)について記入

④ 支店・営業所等について記入

⑤ 該当するものを○で囲む

※指定事業の労働保険番号に対し、
初めて申請：新規
2回目以降：認可の追加
となります

⑥ データ指示コード

1 新規申請
3 追加の申請
4 認可の取消

大阪市中央区常盤町1-3-8
大阪労働株式会社

大阪市北区天満橋1-8-30 OAPタワー
大阪労働株式会社 天満支店

大阪市中央区常盤町1-3-8
大阪労働株式会社

大阪労働局長 殿

事業主 住所 氏名 代表取締役 労働 太郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

Ⅱ 継続事業一括認可を受けている事業場について変更事項が発生した場合

事業状況等によって、事業場の所在地が変更されたり、支店や営業所を廃止・閉鎖することになるということがあるかと思います。

所在地が変更になった場合については、指定事業場（一括して申告・納付をする事業場）が所在地を移転する場合だけでなく、**支店や営業所等が所在地を移転する場合についても**必ず届け出をお願いします。

労働保険の保険番号が継続事業一括認可を受けて一本化した場合であっても、保険給付を受ける場合にはそこに事業場が登録されているかを確認させていただいております。登録がない場合、審査の際の確認事項が増えることとなり、給付が遅れる原因になる可能性がありますので、ご注意ください。

手続きは以下の通りになります。

①支店や営業所等を廃止・閉鎖

⇒被一括事業の取消の申請

②支店や営業所等の名称・所在地を変更

⇒被一括事業の名称・所在地変更届の提出

③指定事業が移転

⇒指定事業の名称、所在地等変更届の提出

次のページ以降、各手続きの詳細を説明いたします！

Ⅱ - 1

支店や営業所等を廃止・閉鎖

支店や営業所等を廃止・閉鎖された場合は、

継続事業一括認可・追加・取消申請書(様式第5号)

を記入して、指定事業を管轄する労働基準監督署に提出してください。

様式第5号(第10条関係)

労働保険
継続事業一括認可・追加・取消申請書

「認可の取消」を○で
囲んでください。

指定事業(一括
して申告・納付
している方)に
ついて記入

① 新規
② 認可の追加

③ 認可の取消

④ 下記のとおり継続事業の一括に係る

⑤ 申請年月日(元号:令和は9)

⑥ 郵便番号

⑦ 事業の種類

⑧ 電話番号

⑨ 整理番号

⑩ 被一括事業の整理番号を記入

廃止・閉鎖した支店・営業所等について記入

指定事業(一括して
申告・納付する方)
を管轄する労働局長
宛とってください。

「認可の取消し」を
○する。

大阪 労働局長 殿

事業主 住所 大阪市中央区常盤町1-3-8
大阪労働株式会社
代表取締役 労働 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

(5.3)

6

Ⅱ-2

支店や営業所等の名称・所在地を変更

支店や営業所等の名称や所在地が変更になった場合は、

継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届(様式第5号の2)

を記入して、指定事業を管轄する労働基準監督署に提出してください。

様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険 継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届

「被一括事業の名称等の変更」を○で囲んでください。

指定事業（一括して申告・納付している方）について記入

被一括事業の整理番号を記入

名称・所在地等が変更となった支店・営業所等について記入
☆ここには「変更前」について記載してください
※必ず変更前の所在地と名称を両方とも記入すること

名称・所在地等が変更となった支店・営業所等について記入
☆ここには、「変更後」について記載してください。
※名称は会社名から記入(支店名・営業所名のみで記載しない)
※変更しない箇所は記入不要

「2」に○してください

指定事業（一括して申告・納付する方）を管轄する労働局長宛としてください。

大阪労働局長 殿

名称、所在地等変更届(様式第2号)

ただし、会社名の変更の場合、被一括事業場（支店・営業所等のまとめて申告をされている方）の会社名も変更となりますので、「継続被一括事業名称・所在地変更届」を提出する必要があります。

変更日を記入

Ⅲ こんなときはどうしよう？

事業場名が変更になった、引っ越しをして所在地が変更になったという単純な変更の場合については、前述したとおりとなりますが、それ以外のケースはどうなるのでしょうか。

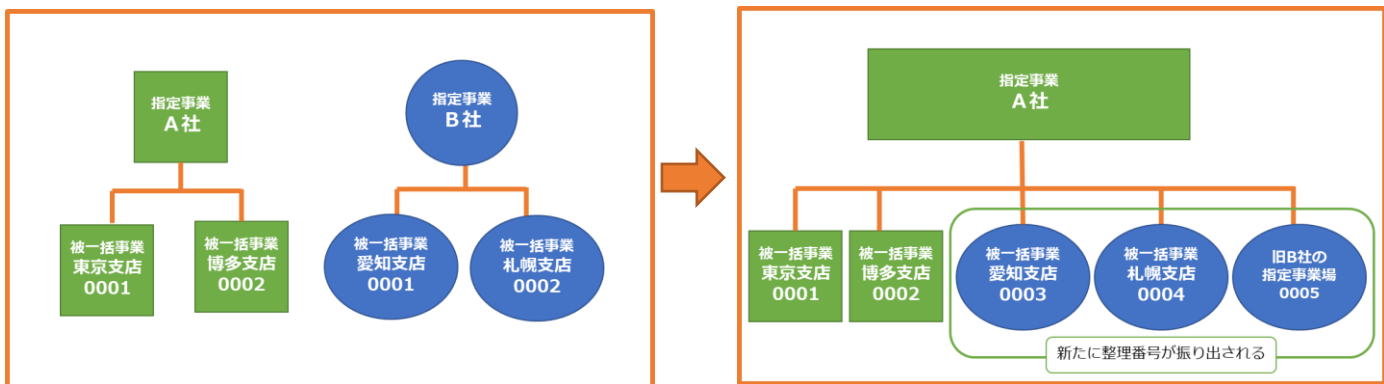
以下において、よくお問い合わせのある事項について紹介させていただきます。

- ①合併等で会社Aが会社Bを吸収した場合（指定事業同士）
- ②指定事業と被一括事業を入れ替える場合（同一管轄内の入替）
- ③指定事業と被一括事業を入れ替える場合（管轄が変わる入替）
- ④指定事業が移転し、元の指定事業が被一括になる場合
- ⑤指定事業が移転し、元の指定事業が単独で残る場合
- ⑥事務組合加入から個別加入へ変更した場合

Ⅲ－１

合併等でA社がB社を吸収した場合

いずれも指定事業場であるA社とB社について、A社がB社を吸収合併することになりました。



⇒吸収するA社と吸収されるB社について、**継続事業の一括の要件を満たす場合**には、吸収される会社Bを、**すべて会社Aに一括することができます。**

手続きの流れは、以下のとおりです。

(1) 指定事業(会社A)を管轄する労働基準監督署に

継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届(様式第5号の2)

を提出。※別法人が合併する場合は、「合併契約書の写し等」を添付してください。

様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

「指定事業の変更」に○印

(吸収される)会社Bの労働保険番号・名称・所在地等を記入

記入不要

吸収された会社Bの労働保険番号は廃止となります。会社Bを管轄する労働基準監督署に「確定保険料申告書」を提出し、保険料を清算してください

(吸収する)会社Aの名称・所在地等を記入

(吸収する)会社Aの労働保険番号を記入

「7」に○印

31642

271040000000000000

大阪市北区梅田1-2-2

大阪厚生株式会社

530-0001

06-6344-8609

卸売業

大阪市中央区常盤町1-3-8

大阪労働株式会社

540-0028

06-4790-6340

271010000000000000

大阪市中央区常盤町1-3-8

大阪労働株式会社

代表取締役 労働 太郎

大阪 労働局長 殿

(2) 吸収された会社Bの被一括事業場については、全て会社名の変更が必要と

なりますので、労働局から、継続事業の一括認可の通知が到着後、

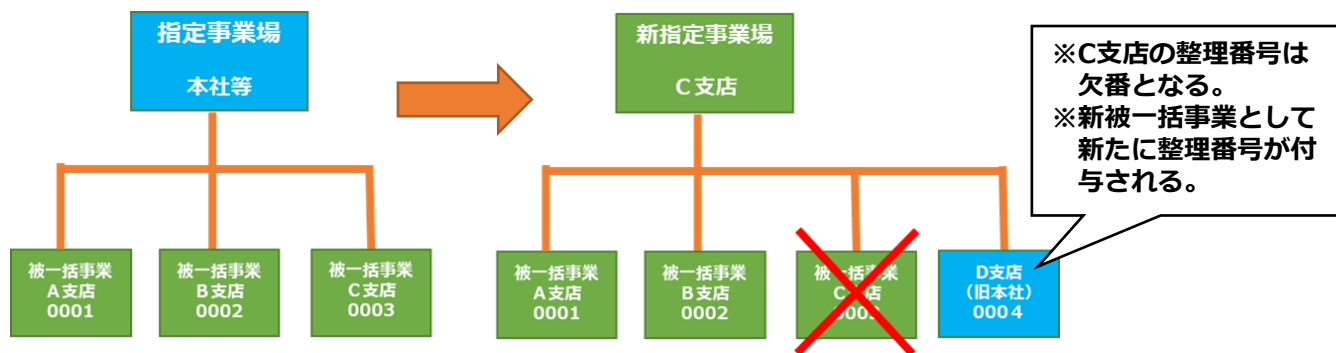
継続被一括事業名称・所在地変更届

を提出。

Ⅲ - 2

指定事業と被一括事業を入れ替える場合（同一管轄内の入れ替えに限る）

- 同じ労働基準監督署の管内にある指定事業と被一括事業場を入れ替える場合継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届(様式第5号の2)
- を記入して、指定事業を管轄する労働基準監督署に提出してください。



様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

「指定事業の変更」に
○印

すべての労働保険の対象となる労働者数を必ず記入してください

旧指定事業Aの
労働保険番号、名称・所在地等を記入

記入不要

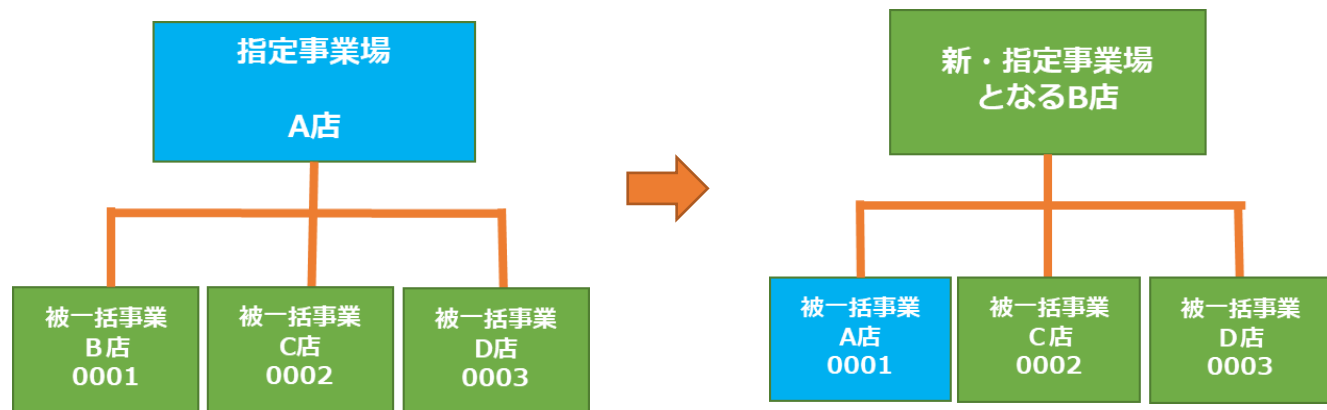
新たに指定事業となるCの
名称・所在地等を記入

「6」に○印

新たに指定事業となるCの
4ケタの整理番号を記入

Ⅲ－３

指定事業と被一括事業を入れ替える場合（管轄が変わる入れ替え）



労働基準監督署の管轄が異なる B へ指定事業を変更する場合

Bを管轄する労働基準監督署に

名称、所在地等変更届(様式第2号)

を提出すると、指定事業はAから**Bに変更される。**

※書き方は、Ⅱ－３参照。P8参照

管轄変更で、
**指定事業の
労働保険番
号が変更
となります。**

そのあと

被一括事業（一括して申告・納付される方の事業場）をBから旧本社へ変更するために、

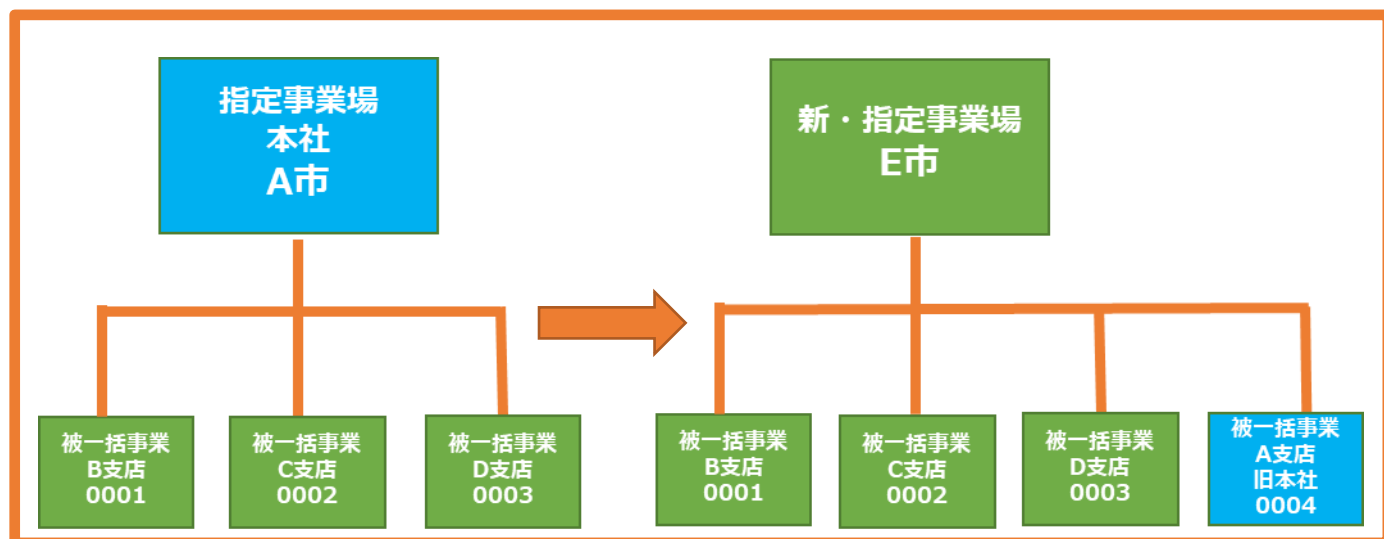
継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届(様式第5号の2)

を、新本社となった**Bを管轄する労働基準監督署**に提出してください。

※書き方は、Ⅱ－２参照。P7参照

Aと旧本社が実際に移転するわけではありませんが、登録内容を入れ替えるため、それぞれの名称、所在地を変更します。

指定事業が移転し、元の指定事業が被一括になる場合



指定事業をA市からE市へ住所変更するため

名称、所在地等変更届(様式第2号)

を、**E市を管轄**する労働基準監督署に提出してください。

※書き方は、Ⅱ-3 参照。P8 参照

A市の事業場の

保険関係成立届(様式第1号)

を、**A市を管轄**する労働基準監督署に提出してください。

※書き方は、Ⅰ-1 参照。P3 参照

上記の変更届提出に伴い、
**A市の事業場の労働保険
番号が廃止**

となっているため、新たに、
A市に残る事業場の
新規成立が必要！

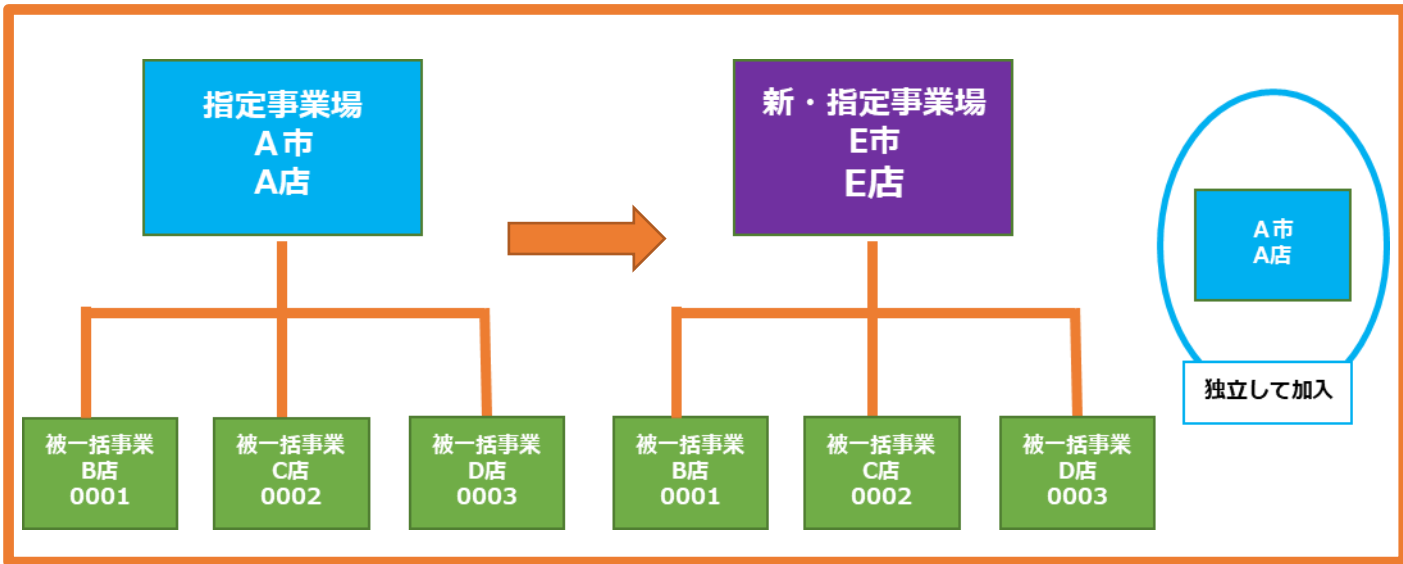
A市の事業場を一括するために、

継続事業一括認可・追加・取消申請書(様式第5号)

を、**E市を管轄**する労働基準監督署に提出してください。

※書き方は、Ⅰ-2 参照。P4 参照

指定事業が移転し、元の指定事業が単独で残る場合



E市に新たに設置した事業場に指定事業を移転することになったが、元々指定事業場だったAはA店として事業場自体が残存し、E店とは別に労働保険に加入する場合については、以下の手続きとなります。

新・指定事業となるE市の労働保険番号を取得する

E市を管轄する労働基準監督署にて

労働保険関係成立届 と 申告書

を提出し、労働保険番号を取得する。

※成立届の書き方は、Ⅰ - 1 参照。P3 参照

申告書の書き方については、労働基準監督署又は労働局労働保険適用・事務組合課にお問い合わせください。

指定事業を管轄する労働基準監督署に

継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届 (様式第5号の2)

を記入し、提出する。

※書き方は、Ⅱ - 2 参照。P7 参照

事務組合加入から個別加入へ変更した場合

事務組合加入から個別加入に変更となった場合も、新しく取得した個別加入の労働保険番号に被一括事業を引き継ぐことができます。手続きの流れは以下のとおりです。

(1) 指定事業（まとめて申告・納付する方）を管轄する労働基準監督署にて
労働保険関係成立届 を提出し、労働保険番号を取得する。

(2) **継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届**
(様式第5号の2)

を記入し、指定事業を管轄する労働基準監督署に提出する。

様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

「指定事業の変更」に○印

変更前の指定事業の労働保険番号・名称・所在地等を記入

記入不要

「9」に○印

新たに指定事業となる変更後の指定事業の名称・所在地等および労働保険番号(個別加入)を記入

大阪労働局長 殿

住所 大阪市中央区常盤町1-3-8
大阪労働株式会社
代表取締役 労働 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

**整理番号が
わからなくなった！？**

継続一括認可状況の照会方法

事業を継続していくうち担当者の変更などで、「整理番号がわからなくなってしまった。」「どの支店まで手続きが完了しているかわからない。」でお困りでしたら、認可状況を一覧表で確認することができます。

次のページに掲載しております

労働保険継続事業一括認可等確認照会票

を、大阪労働局労働保険適用・事務組合課にご提出ください。

郵送でのやり取りをご希望の方につきましては、必ず返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

※FAXや電話による照会依頼はお受けしておりません。

労働局長 殿

労働基準監督署長 殿

労働保険継続事業一括認可等確認照会票

- 1 依頼理由
- 2 指定を受けている事業（指定事業）

	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号					
所在地					
名称					
担当者 氏名					
連絡先電話番号					

事業主 所在地

名称

氏名

代理人（社会保険労務士）に照会を依頼する場合は、以下にも記入願います。
下記2の者を代理人と定め、下記1に規定する権限を委任します。

1. 権限：
2. 代理人 住所
- 氏名
- 電話番号
- 担当者

※ 照会については、指定事業を管轄する労働基準監督署 又は 労働局適用事務組合
課（継続一括担当）あてに郵送（返信用封筒を同封してください。）または窓口で依
頼してください。

大阪労働局内の労働基準監督署		
	所在地	管轄
大阪中央	大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10	大阪市中央区、東成区、城東区、天王寺区、浪速区、生野区、鶴見区
天満	大阪市北区天満橋1-8-30 OAPタワー7階	大阪市北区、都島区、旭区
大阪南	大阪市西成区玉出中2-13-27	大阪市住之江区、住吉区、西成区、阿倍野区、東住吉区、平野区
大阪西	大阪市西区北堀江1-2-19 アステリオ北堀江ビル9階	大阪市西区、港区、大正区
西野田	大阪市此花区西九条5-3-63	大阪市此花区、西淀川区、福島区
淀川	大阪市淀川区西三国4-1-12	大阪市東淀川区、淀川区、池田市、豊中市、箕面市、豊能郡
東大阪	東大阪市永和2-1-1 東大阪商工会議所3階	東大阪市、八尾市
岸和田	岸和田市岸城町23-16	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、泉南郡、阪南市
堺	堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎3階	堺市
羽曳野	羽曳野市誉田3-15-17	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡
北大阪	枚方市東田宮1-6-8	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四条畷市、交野市
泉佐野	泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪6階	泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡
茨木	茨木市上中条2-5-7	茨木市、高槻市、吹田市、摂津市、三島郡島本町

大阪労働局 総務部 労働保険適用・事務組合課
大阪市中心部 大阪市中心部 大阪市中心部 大阪市中心部

※雇用保険のみが成立している事業の場合における書類提出先は管轄の公共職業安定所（ハローワーク）になります。